

セルフホワイトニング利用規約

本規約は、株式会社ワールドプラス（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブにてセルフホワイトニングをご利用いただく会員様（以下「本会員」という）に遵守いただく事項を定めるものとする。

第 1 条【遵守事項について】

1.セルフホワイトニングの際は以下を遵守すること

- (1)利用後は清掃を必ず行い、使用した備品を元の位置に戻すこと
- (2)セルフホワイトニングスペースはホワイトニング以外の用途での利用はしないこと
- (3)セルフホワイトニングスペース内での喫煙・飲食はしないこと
- (4)ホワイトニング機器の利用方法・マニュアルを厳守すること
- (5)マナーを厳守すること
- (6)騒音を出す等迷惑行為をしないこと
- (7)雷が鳴った場合は直ちに使用を中止すること
- (8)使用中に痛みや異常を感じた時は直ちに使用を中止すること
- (9)必ず指定している溶剤を使用すること
- (10)異常に熱い場合など、異常を感じた場合には使用を停止すること
- (11)必ず事前に予約をすること
- (12)予約をキャンセルする場合はキャンセル手続きを行うこと
- (13)退出時間を厳守すること

2.ホワイトニング後は以下を遵守すること

- (1)歯に異常が発生した場合は、すぐに溶剤を落とし、医療機関を受診すること
- (2)セルフホワイトニング後は溶剤を歯ブラシでブラッシングし、清潔に保つこと

第 2 条【禁止事項について】

1.以下の部位に使用しないこと。

- (1)歯以外の部位

2.以下の場合はセルフホワイトニングを利用しないこと

- (1)医師から病気、感染症の診断を受け、まだ完治していないことが明白な場合
- (2)体調が優れない場合
- (3)下記の可能性がある方に該当する場合

顎関節症の方、チタンアレルギーの方、光過敏症の方、肌が敏感な方、妊娠中もしくは妊娠と思われる方、紫外線ダメージ・乾燥・加齢・ストレス・ホルモンバランスの乱れ・摩擦ダ

メージ等により、シミ・ソバカス・肝斑・色素沈着等の肌のトラブルが懸念される方。

(4)セルフホワイトニング利用案内に違反する行為があった場合

第 3 条【同意事項について】

1.セルフホワイトニングを利用する場合、下記の項目に同意しているものとする。

(1)セルフホワイトニングの結果には個人差があり、本会員の歯の状態により効果が異なること

(2)差し歯、入れ歯、詰め物、被せ物に於ける材質の経年劣化による変色には効果がみられにくいこと

(3)神経を抜いたことにより歯が変色している場合、遺伝により歯にもともと色素沈着がある場合、歯の形成期（0~8 歳くらい）にテトラサイクリン系抗生物質を利用し副作用により永久歯に色素沈着がある場合は、白さが実感しにくくなること

(4)フッ素症の症状、並びに歯のエナメル質、象牙質の変色には効果はみられないこと

(5)歯の構造により、汚れの落ち方に差異が生じ、白点や白線状のものが歯に浮かび上がるように見えることが極まれに発生すること

(6)LED ライトの光が目には直接入らないよう、必ずサングラスをかけて利用をする

(7)セルフホワイトニングにより歯面の汚れが除去され汚れにより隠されていた本来の歯の変色が露呈することがあるがホワイトニングによる変化ではないこと

(8)歯並びによっては効果が出にくい箇所が生じる場合があること

2.セルフホワイトニングの利用について、以下の事項に同意すること

(1)セルフホワイトニングスペース内の備品やホワイトニング機器を盗難・破損をした場合、本会員が損害賠償責任を負うことがあること

(2)セルフホワイトニングスペースにおいて忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがあること

第 4 条【免責事項について】

以下の場合において、本会員がいかなる直接的・間接的損害を被っても、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は、本会員のセルフホワイトニングの利用に関し、一切責任を負わない。

(1)セルフホワイトニング後又はセルフホワイトニング中に自ら又は他人に怪我を負わせた場合

(2)セルフホワイトニング後又はセルフホワイトニング中に自ら又は他人の所持品に傷や汚れを負わせた場合

(3)セルフホワイトニングの利用に起因して、生活環境の変化等の損害等を被った場合

(4)本規約により、セルフホワイトニングを利用できなかったことについて損害等を被った

場合

(5)その他、当社に直接的・間接的責任がないと思われる事態により、本会員が損害を被った場合